

Ⅲ

基本計画

政策 1 市民との協働によるまちづくり

施策 1 市民協働の推進

施策の目的

市民と市が、それぞれ持っている知恵、情報、人材、そして能力等を提供・分担しあいながら、市民と行政が一体となったまちづくりを進めていきます。

施策の現状

本市では、個性あるまちづくりを進めていくため、「市民参加・市民参画・市民協働」による、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とした、市の憲法とも言うべき「羽生市まちづくり自治基本条例」を平成22年4月1日に施行しました。

しかし、平成23年1月に実施した市民意識調査によるとこの条例の内容を知っている割合は6.0%にとどまっており、市民の認知度は低い状況です。

このため、条例の理念を市民が理解し実践できるように、各種市民団体の代表者を交えて、「羽生市協働のまちづくり指針」を平成23年度に策定しました。

また、本市の協働によるまちづくりは、自治会や「地域協議会」が中心となり取り組まれています。「地域協議会」には、村君地区において、過疎化や少子高齢化対策として、「村君地区活性化対策協議会」による農を中心とした田園移住や、小学校と連携した「村君英語村」の実施、そして、手子林地区においての「手子林地区を良くする会」などがあります。

さらに、地域で課題に取り組めるよう、各地区での「地域協議会」の設立を支援するとともに、自治会等との連携を図り協働のまちづくりを推進しています。

施策の課題

- ・市民協働に向けた市民への情報提供および情報共有が必要です。
- ・協働のまちづくり指針の市民への周知および実践が必要です。
- ・市民が参画しやすい環境づくりが必要です。
- ・協働の仕組みづくりが必要です。
- ・NPO法人及びボランティア団体等の育成が必要です。

主な取り組み

(1) まちづくり自治基本条例の運用

協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり自治基本条例の周知を継続的に実施します。

また、平成25年度に羽生市まちづくり自治基本条例委員会を組織し、協働のさらなる推進に向けた条例等の見直しを行い必要な措置を講じます。

【主な事業】

○まちづくり自治基本条例運用事業

(2) 協働のまちづくりの推進

平成23年度に策定した「羽生市協働のまちづくり指針」を周知することにより、市民の協働意識の醸成を図るとともに、市民と行政による協働のまちづくりを具体化します。

【主な事業】

○協働のまちづくり指針周知事業 ○自治会活動支援事業

(3) コミュニティ施設の充実

市民の積極的な地域活動を推進するため、その拠点となる地域活動センターや集会所などのコミュニティ施設を整備・充実し、施設の利用促進を図ります。

【主な事業】

○地域活動センター運営事業 ○コミュニティ施設有効活用事業

(4) 市民参画システムの確立

「地域のことは地域で解決できるまち」の実現に向け、「地域協議会」の設立や活動を支援するなど、地域住民が主体となって活動しやすい環境づくりを行います。また、審議会等への公募委員を拡大するとともに、各種計画に市民の意見を反映する機会を設け、市民参画機会を拡充します。

【主な事業】

○地域協議会支援事業

(5) NPO法人・ボランティア団体等への支援

NPO法人やボランティア団体等の活動を活性化するため、NPO活動やボランティア活動を行っている団体や個人の活動内容などを市ホームページに登録し、情報を提供します。

また、ボランティア活動等を自発的に行う市民活動団体を充実・育成するための支援を行います。

【主な事業】

○ボランティア団体登録制度 ○市民活動応援事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
地域協議会の設立数（地域）	地域協議会を設立した地域の数	2地域	9地域	
自治会加入世帯率（％）	自治会加入世帯数/ 総世帯数	78.3％	80.0％	
市民活動団体等への支援件数（件）	市民活動団体等の活動支援の累計	17件	30件	

市民の役割

- ・自らの発言や行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画することが望まれます。
- ・自治会活動やボランティア活動に積極的に参加することが望まれます。

関係計画

- ・まちづくり自治基本条例（平成22年度～）
- ・協働のまちづくり指針（平成23年度～）

政策 1 市民との協働によるまちづくり

施策 2 人権施策の推進

施策の目的

すべての人々が尊重され、共に支えあい生きがいのある人生を送ることができるよう、あらゆる人権が確立・擁護された差別のない明るい社会の実現を目指します。

施策の現状

本市では、人権問題解決のため、これまで児童・生徒からの「人権作文・人権標語」の募集などの人権教育事業や、人権意識の高揚、人権啓発に関する事業を進めてきました。

しかし、今もなお、同和問題をはじめとする人権問題が未解決となっており、差別感が根強く残っています。このため、さらなる人権教育や人権意識の啓発、人権擁護を支援する体制の強化が求められており、市民との協働による体制づくりなど、お互いに尊重し協力し合える明るいまちづくりを進めることが大切です。

また、同和問題の解決は、基本的人権にかかわる問題であるとともに、人間の尊厳にかかわる極めて重大な問題です。

このため、平成15年3月に「同和行政基本方針」を、平成16年5月に「同和教育基本方針」を、平成17年3月に「人権施策推進基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき市内9地区において「地区別人権問題研修会」や「企業人権問題研修会」などを実施し、組織的・計画的に啓発事業に取り組んでいます。

さらに、民間運動団体と行政との連携・支援を図るため、講演会や研修会への参加や人権擁護員等による相談の実施などにより、人権意識の高揚に取り組んでいます。

施策の課題

- ・人権教育及び人権啓発に関する事業の充実が必要です。
- ・人権救済制度に関する相談体制の充実が必要です。
- ・民間運動団体との連携・支援体制の充実が必要です。

主な取り組み

(1) 計画的な研修会等の実施

人権フェスティバルや各種研修会を計画的に実施するとともに、人権教育や人権啓発に関する事業を推進し、その効果を検証します。

【主な事業】

○人権フェスティバル ○地区別人権問題研修会 ○企業人権問題研修会

(2) 人権相談体制の整備

多種多様な人権相談に的確に対応するため、専門的な知識を持ち、適切な指導・救済ができるような体制を整備します。

【主な事業】

○人権相談事業

(3) 民間団体との連携の強化

同和問題の解決をめざして、人権団体と連携を図りながら施策を推進することにより、根強く残る差別意識の解消に努めます。

また、集会所を会場としての住民の交流促進や健康・福祉・芸術・文化等を通じた交流を推進します。

【主な事業】

○同和対策推進事業 ○人権団体連携事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
基本的人権が尊重されていると思う割合 (%)	「尊重されている」と「どちらかといえば尊重されている」を合わせた割合	5 8 . 3 %	6 2 . 5 %	市民意識調査
人権啓発事業への参加者数 (人)		1, 1 5 0 人	1, 2 5 0 人	

市民の役割

- ・各種人権問題の講演会や研修会に進んで参加することが望まれます。
- ・差別的な扱いをしないことが望まれます。

関係計画

- ・人権施策推進基本方針 (平成16年度～)
- ・同和行政基本方針 (平成14年度～)
- ・同和教育基本方針 (平成16年度～)

政策1 市民との協働によるまちづくり

施策3 男女共同参画の推進

施策の目的

第2次男女共同参画基本計画に掲げた「^{ひと}女も^{ひと}男も共に豊かに生きるために」の基本理念を実現することにより、女性も男性も共に一人の人間として尊重され、持っている能力を十分に発揮できるいきいきとした羽生市にします。

施策の現状

平成23年1月に実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定的にとらえる考え方（固定的役割分担意識）に賛成する人の割合は、平成18年に実施した調査と比較すると減少していますが、「どちらかといえばそう思う」とする人もまだまだ多く、固定的役割分担を肯定する考え方が根強く残っていることがうかがえます。

また、「身の回りの男女平等観」について、「慣習・しきたり・社会通念などの分野」において、「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況です。

これらを解決するため、平成21年度に策定した第2次男女共同参画基本計画に基づき、女と男のフォーラムや男女共同参画セミナーなどの開催や固定的役割分担意識の是正を図るため各種施策に取り組んでいます。

また、男女共同参画社会の実現へ向け、女性の社会活動への参加を支援するプログラムを実施することや市の審議会等への女性委員の参加促進などを図ってきましたが、平成23年度の市の審議会等における女性の参画状況比率は22.4%となっているため、今後も引き続き、参加促進に向けた取り組みが必要です。

さらに、家庭・学校・企業での教育や、広報などによる情報提供を充実し、女性に対する様々な暴力の根絶に取り組んでいます。

施策の課題

- ・それぞれの能力が発揮でき個性が活かせる環境づくりが必要です。
- ・相談体制の充実が必要です。

主な取り組み

(1) 男女共同参画意識の啓発

固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野に女性が参画できるよう、男女共同参画情報紙「みらい」の発行や「広報はにゅう」への啓発記事を掲載するとともに、女と男のフォーラムや男女共同参画セミナーなどの開催により、男女共同参画意識の啓発を図ります。

また、女性人材リストへの登録者の積極的な募集や各種研修会や講演会などを開催することにより、審議会等への女性委員の参加を促進します。

さらに、第2次男女共同参画基本計画については、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえた見直しを実施します。

【主な事業】

○情報紙「みらい」発行 ○女と男のフォーラム ○男女共同参画セミナー

(2) 相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、それぞれのライフステージにおける悩みに対して、適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。また、DVの防止と被害者保護のため、関係機関との連携を強化します。

【主な事業】

○各種相談の充実 ○関係機関との連携

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
固定的役割分担に賛成しない人の割合（％）	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合	53.9%	80.0%	市民意識調査
「慣習・しきたり・社会通念などの分野」で男女の地位が平等であると思う割合（％）		23.7%	45.0%	市民意識調査
審議会等の女性委員の割合（％）	女性委員数／審議会等の委員数	22.4%	30.0%	

市民の役割

- ・男女共同参画社会の理念を踏まえ、活動することが望まれます。
- ・DVなど暴力被害について、被害を防止するための協力が望まれます。

関係計画

- ・第2次男女共同参画基本計画（平成21年度～平成30年度）

政策 1 市民との協働によるまちづくり

施策 4 都市交流・国際交流の推進

施策の目的

日本文化の的確な紹介や他国の歴史・文化の理解など、国際交流による人と人との心のつながりを目標とした活動を支援し、市民一人ひとりの国際人としての自覚を高めるとともに、国内における友好都市との関係を深め、文化・経済交流を推進します。

施策の現状

本市では、中国やブラジルなど多くの外国人が市内の工場で就労しており、市民が多様な文化にふれる機会があります。

このような中、多文化共生の社会づくりを進め、世界に開かれたまちとなるため、国際交流市民の会や日中友好協会などの国際交流団体の活動を支援しています。

また、市民一人ひとりが国際人としての自覚を高めるよう外国語講座などを開催し、国際交流についての理解を深める活動を行っています。

さらに、フィリピンのバギオ市やベルギーのデュルビュー市と姉妹都市提携を結び、行政だけでなく民間による交流、青少年の相互交流など様々な交流を行っています。

また、国内においては、友好都市である福島県金山町と災害時における応援協定を締結するなど、交流を深めています。

施策の課題

- ・市民が主体となった交流の実現が必要です。
- ・外国人が地域で安心して暮らせるまちづくりが必要です。
- ・英語教育に特化したまちづくりが必要です。
- ・姉妹都市・友好都市との交流が必要です。

主な取り組み

(1) 市民主導型の国際交流の推進

国際交流団体である「国際交流市民の会」や「日中友好協会羽生支部」の活動を支援し、国際化へ向けた市民の意識向上を図り、市民が主体となった国際交流を推進します。

【主な事業】

○国際交流団体への支援

(2) 多文化の共有

国際交流市民の会が、毎月第1・3日曜日に関東中央公民館において開催する日本語講座など、相互理解の機会の提供を支援します。また、埼玉県ホームステイ事業に協力していただける家庭等を募集し、日本文化の紹介や他国文化の共有を図ります。

【主な事業】

○外国人向け日本語講座の開催 ○埼玉県ホームステイ事業への協力

(3) 英語力の向上

小中学校にALTを多数配置することにより、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上と英会話能力の向上を図ります。また、村君地区英語村推進事業を支援し、住民の英語力の向上を図ります。

【主な事業】

○小中学校外国語活動の充実 ○村君地区英語村推進事業

(4) 姉妹都市・友好都市との交流

姉妹都市フィリピン・バギオ市から青少年を招へいするとともに、市内中学生をバギオ市に派遣するなど、青少年の海外相互交流を進めます。また、姉妹都市ベルギー・デュルビューイ市との市民主体の交流に向けた準備を進めます。さらに友好都市である福島県金山町とは、文化・経済交流を推進するとともに、災害時の応援体制を強化します。

【主な事業】

○バギオ市との青少年交流事業 ○デュルビューイ市との交流事業 ○金山町との市民交流事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
日本語教室への参加者数（人）		200人	400人	
姉妹都市への中学生の派遣（人）		0人	36人	例年、隔年で12名程度の派遣を実施
友好都市との交流者数（人）	市が関わるイベントや行事への交流者数	24人	50人	

市民の役割

- ・外国人の方と積極的に交流することが望まれます。
- ・文化や環境の違いを認識することが望まれます。